

# 山梨県造林補助事業実施要領の運用について

制定 平成 3年 5月 8日 森整第 4-100号  
一部改正 令和 6年10月 1日 森整第 943号

山梨県造林補助事業の実施については、山梨県造林補助事業実施要領（昭和62年9月9日森整第8-55号以下「要領」）（要領で適用する森林環境保全整備事業実施要領（以下「国要領」）等を含む。）によるほか、本通知によるものとする。

## 1 事業の内容等について

(1) 補助対象とする植栽樹種は次のものとする。

ア 国内樹種

(ア) スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、ウラジロモミ、トウヒ、シラベ、サワラ

(イ) (ア) 以外の樹種については、木材生産と国土保全を目的としたもので知事が適当と認めるものを補助対象とする。

イ 外国樹種

デーダーマツ、ストローブマツ、カラマツ類、アカシア類

(2) 使用する苗木は山梨県林業用種苗生産需給調整要綱（昭和38年3月5日付け林導第3-13号）に基づく山梨県林業用種苗生産需給調整協議会の協議対象になったもの、その他知事が適当と認めるものとする。

(3) 補助対象となる1ha当たりの植栽本数は、次の範囲とする。

ア 育成単層林

スギ1,000～3,000本（3,000本以上は3,000本とする。）

ヒノキ1,500～3,000本（3,000本以上は3,000本とする。）

アカマツ1,500～3,000本（3,000本以上は3,000本とする。）

カラマツ1,000～3,000本（3,000本以上は3,000本とする。）

その他針葉樹1,500～3,000本（3,000本以上は3,000本とする。）

キリ200～500本（500本以上は500本とする。）

その他広葉樹1,500～3,000本（3,000本以上は3,000本とする。）

イ 育成複層林

針葉樹1,000～3,000本（3,000本以上は3,000本とする。）

広葉樹1,000～3,000本（3,000本以上は3,000本とする。）

ウ 被害森林整備の補助対象とする最低植栽本数は、実面積（復旧区域面積×植栽率）1ha当たり1,500本とする。

(4) 前項のア及びイの規定にかかわらず県有林造林においては植栽本数を補助対象とする。

(5) 補助対象となる最低活着率は、植栽本数の80%とする。

(6) 樹下植栽等のうち天然更新による森林の育成を目的として行う不用萌芽の除去における残存木の基準本数は、次のとおりとし、基準本数のおおむね20%の範囲にあるものを補助対象とする。なお、実施時期はI齢級を原則とする。

ア クヌギは1アール当たり40～50本（1株当たり2～3本）

イ その他の樹種は1アール当たり60～90本（1株当たり3～4本）

(7) 被害森林整備における人工造林については、被害区域面積の造林木の本数被害率が30パーセント以上の林分において実施するものとし、原則として造林関係災害調査要領（昭和46年9月23日付け指第9-45号）により災害発生通知が提出されていることとする。

#### (8) 事業主体について

国要領別表 1 に規定する森林所有者の団体が事業を実行するに当たっては、補助金の受領及び配分についての帳簿等を整理保管するものとする。

## 2 事業の規模について

(1) 更新伐及び育成複層林の造成及び育成のために行う整備（帯状又はモザイク状の整備を含む。）の事業規模は、実施区域面積とする。

(2) 被害森林整備の事業規模は、被害区域面積とする。ただし、補助対象面積は、実面積とする。

なお、補助金交付申請書の面積欄には、実面積を記載し、造林地実測図には区域面積を記載すると共に、植栽率（当該造林地の当初の h a 当たり植栽本数で今回 h a 当たり改植本数を除したものを。）を記入しておくこと。

## 3 標準単価の設定等について

(1) 標準単価の設定及び間接費の算出については、要領によるほか森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成 23 年 3 月 31 日付け 22 林整整第 857 号林野庁森林整備部整備課長通知）及び本通知に定めるところによる。

## 4 森林作業道整備について

(1) 森林作業道の構造規格、設計の基準等は山梨県森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月 22 日付け森整第 2064 号）の定めるところとする。

森林作業道等開設又は改良の補助対象事業費の構成及びその内容は「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知）の規定を準用する。

(2) 森林作業道を保安林等に開設する場合には、関係法令等に基づき、その許可を受けて実施すること。

(3) 造林補助事業により開設を完了している森林作業道の全部又は一部が災害により流出又は崩壊した場合にあって、当該森林作業道計画に係る造林が完了していない場合については、流出又は崩壊した森林作業道部分と同一の路線をとる森林作業道開設であっても補助対象とすることができる。

この場合、申請書備考欄に「〇年〇月豪雨に伴う新設」等と記入するとともに、当該申請書に作業道等の被災状況が判別できるような写真、森林作業道開設内容を明らかにした書類を添付すること。

## 5 花粉削減総合対策事業について

(1) 花粉発生源対策促進事業における伐採については、次のとおりとする。

ア 民有林のスギ及びヒノキ人工林において、花粉の少ない苗木（スギ花粉発生源対策推進方針（平成 13 年 6 月 19 日付け 13 林整保第 31 号林野庁長官通知）に記載された花粉の少ないスギ・ヒノキ品種、カラマツ、アカマツ、トドマツ等の針葉樹及び広葉樹苗木（花粉発生源となるカバノキ属及びハンノキ属を除く））に植替えるための伐採に限る。

イ 実施区域における伐採するにあたり、高木性の広葉樹等については、単木的に保残することができる。

(2) 花粉発生源重点区域緊急対策の実施については、次のとおりとする。

ア 森林環境保全整備事業実施要綱（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 882 号農林水産事務次官依命通知）に定める地方公共団体と森林所有者等による協定の締結は別途通知で定める協定書により行うものとする。

イ 国要領別表 1 の 2 の (4) 事業規模 c の (c) については、別紙 1 のチェックリストを参考に判断するものとし、交付申請書に添付する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(別紙1)

花粉発生源重点区域緊急対策に係る  
施行予定箇所事前確認チェックリスト

事業主体 \_\_\_\_\_

確認者 \_\_\_\_\_

確認年月日 令和 年 月 日

確認場所 \_\_\_\_\_

チェック項目	チェック欄	特記事項
I 施行予定地の 状況	① 近隣に崩壊地等はないか。 (地割れ、地すべり、土砂流出箇所など)	
	② 崩壊によってできた崖錐はないか。	
	③ 大量の湧水はないか。	
	④ 落下の恐れのある岩盤はないか。	
II 採択要件	⑤ スギを主体とする人工林であるか。	
	⑥ 「スギ人工林伐採重点区域」に含まれているか。	
	⑦ 1事業区あたりの伐採面積は2.5ha以下か。	
	⑧ 事業区が連たんしていないか。	
	⑨ 植栽予定本数は2,000本/ha以下か。※	
	⑩ 協定は締結できているか。	
	⑪ 一貫作業の計画となっているか。	

※ただし、広葉樹植栽の場合は2,000本/ha以上でも可。

注 確認した場合は、チェック欄に「レ」を記入するとともに、特に留意した点などを特記事項欄に記入すること。